

市へ提出される申請書などへの押印を原則廃止します。

行政手続における市民の利便性の向上を図るとともに、行政のデジタル化を見据え、市民や事業者の皆さまから提出される申請書などへの押印の見直しを行いました。

見直しの結果、行政手続書類の1,567件について押印を廃止しますのでお知らせします。

- 1 実施日 令和3年10月1日(金)から
- 2 押印を廃止する手続 補助金等の交付申請書、市道及び都市公園等の占用許可申請書など
※ 押印を廃止した手続の一覧は、令和3年10月1日から市ホームページで公開します。
URL : <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000009024.html>
- 3 引き続き押印が必要な手続 印鑑証明書と照合するもの、第三者による証明書・承諾書、委任状、同意書、誓約書など
- 4 その他 押印を廃止した申請書などであっても、本人確認のため、本人確認書類の提出をお願いする場合があります。
- 5 問い合わせ先
 - (1) 押印の見直し全体に関すること 総務課(電話 66-1044)へ
 - (2) 各手続に関すること 各担当課へ

【お問い合わせ先】

総務課 : ☎0773-66-1044、FAX0773-62-5099
E - M a i l : soumu@city.maizuru.lg.jp